

京都市告示第595号

行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条の規定に基づき、下記の者の遺体を火葬し、遺骨は京都市深草墓園に納骨しましたので、同法第9条の規定に基づき告示します。

心当たりの方は、当区役所まで申し出てください。

令和2年2月28日

京都市伏見区長 馬屋原 宏

本籍・住所・氏名	不詳
年齢	40歳前後～50歳前後
性別	男性
死亡の日時	平成30年12月から平成31年2月までの間（推定）
死亡の状況	令和元年11月20日 午前10時20分頃、排水路清掃員が発見現場において清掃作業中、洛南土地改良区松林排水機場（伏見区横大路松林308）から北に約37メートルの農業用排水路内において、ズボンを着用し白骨化した下半身の死体が浮いているのを発見、更に同下半身発見場所から上流約38メートルの地点で上半身・頭部を発見した。
特徴・着衣等	身長155～160cm（推定）、ジャンパー、長袖シャツ、半袖シャツ、長ズボン、パッチ、ボクサーパンツ、靴下

（伏見区役所地域力推進室）